

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務ページ 2023.7 Vol.183

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

暑さ対策をして
出かけましょう



徒然なるままに Vol.133

無農薬で野菜づくり



皆さん、こんにちは。
この時期、紙が湿気でくっつくので、どうにかならないかと思っている社労士の妹尾です。究極は紙を使わなければいいのですが。昨年からはじめての無農薬野菜づくり。今年も遅ればせながら始めました。今年も土嚢袋で里芋をつくっています。里芋の植え付け方には二通りあって、里芋の太い方を上にするやり方と、太い方を逆さまに植えるやり方です。太い方を逆さまにすると、大きな里芋ができるということで、今年はそちらで植え付けしてみました。収穫の日が楽しみです。先日、土嚢袋の先をくると裏返している箇所には蜂がいて、中指をチクッと刺されてしまいました。幸い少し膨れただけで済みましたが、「ハッ、血！」とならないよう気をつけましょう。
(妹尾 悟)

知っ得！ 人事労務トピックス

●平均賃金の計算方法



ここでいう「平均賃金」とは、労働基準法でいう「平均賃金」を指します。平均賃金で計算する場面として、解雇予告手当、休業手当等があります。

平均賃金の算定方法は、①原則で、次に②最低保障を計算し①②を比較し高い方を平均賃金とします。

【原則】

平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3か月に支払った賃金の総額÷その期間の総日数(歴日数)

【最低保障】 ※賃金の一部又は全部が日給制、時間給制又は出来高給制の場合

平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3か月に支払った賃金の総額÷その期間の労働日数
×60%

抜 歯



こんにちは、スタッフの妹尾由美です。
先日、三男の歯の検診に行ってきました。
前歯の乳歯がグラグラしていて、なかなか抜けないなーと思っていたら、下から永久歯がひょこっと顔を出していました。これは、早く乳歯が抜けてくれなきゃ永久歯が正しい位置に生えてこれない、と思い歯医者に行きました。
やはり、この乳歯は早く抜いたほうが良いとのことで、急ぎょ抜歯をすることになりました。
三男は、怖がるかなーと思いきや、意外と腹が座っていて、むしろ抜歯を楽しむかのような笑顔で、抜くことができました。無事抜歯が済むと、三男の笑った顔が、なんとも愛嬌のある顔で、一瞬ですが疲れが吹っ飛びました。期間限定の歯抜け顔に、癒されています。
(妹尾 由美)

七 夕



こんにちは、スタッフの筒井です。
7月7日は七夕です。七夕は、織姫と彦星、が一年に一度だけ、天の川で会える日とされています。細長く切った紙や木の短冊に、願い事を書いて笹に飾ると織姫と彦星の力で願いが叶えられたり、みんなを悪いものから、守ってくれるという言い伝えがあるのだそうです。
天の川というだけあって、晴れていたら無数の星が見えるのも事実です。短冊だけでなく吹き流しや貝つなぎ、ちょうちんやあみかざりなども笹に飾られているのをよく目にします。子どもが小さい頃は、こんな行事も大切にしていたなと懐かしく思います。

(筒井 浩美)